

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ザンビア	ノドラ市及びキトウエ市道路網整備計画(詳細設計)のため贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	ノドラ市及びキトウエ市道路網整備計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	37,000千円 H23.5.31まで	H21.1.30 ルサカで (同日)	日本側 三田村秀人在ザンビア大使 シトラムベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣	H21.2.13 67号
ザンビア	ノドラ市及びキトウエ市道路網整備計画のため贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	ノドラ市及びキトウエ市道路網整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,692,000千円 H25.12.31まで	H21.8.28 ルサカで (同日)	日本側 三田村秀人在ザンビア大使 シトラムベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣	H21.9.15 473号
ザンビア	ザンビア大学付属教育病院医療器材整備計画のため贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	ザンビア大学付属教育病院医療器材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	324,000千円 H24.11.30まで	H21.12.11 ルサカで (同日)	日本側 三田村秀人在ザンビア大使 シトラムベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣	H21.12.28 584号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。